

(一社)日本ムービングハウス協会との 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」の締結について

1 趣旨

- ・現在、災害時における応急仮設住宅の建設については、
(一社)プレハブ建築協会等※と災害協定を締結している。
※全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会
- ・「迅速な必要戸数の確保」の観点から様々な団体と災害協定を結ぶことは重要であることから、新たに協定を締結する。



2 相手方

一般社団法人 日本ムービングハウス協会

設 立：平成28年3月11日 代表者 佐々木 信博
所在地：札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15
正会員：建設会社・建材会社等63社（R6・10・18現在）



3 建設能力（近畿地方）

1カ月	3カ月	6カ月
500戸※	1,500戸※	3,000戸※

※複数地域が同時に被災した場合は、被害状況に応じて配分される。

4 協定の主な内容

- ・県は、(一社)日本ムービングハウス協会に応急仮設住宅の建設協力の要請ができる。
- ・(一社)日本ムービングハウス協会は、毎年、建設能力や会員名簿の提供を行うとともに、災害時には県からの要請に応じて、連絡窓口となり、応急仮設住宅の建設等に協力する。